

平成31年4月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月10日(水) 午後2時18分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(22名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-----------|
| 1番 | 永利 春雄 | 2番 | 寺崎 廣喜 |
| 3番 | 田籠 富子 | 4番 | 山下 芳文 |
| 5番 | 山田 憲二 | 6番 | 永利 昇 |
| 7番 | 大中 久敏 | 8番 | 野田 敏之 |
| 9番 | 山田 武二 | 10番 | 佐藤 英昭 |
| 11番 | 白木 治 | 12番 | 廣田 一郎 |
| 13番 | 米倉 一雄 | 14番 | 中原 孝司 |
| 15番 | 藤井 豊志 | 16番 | 柳 文子 |
| 17番 | 天本 徹 | 18番 | 田籠 新 |
| 19番 | 白木 隆弘 | 20番 | 井手 浩 (欠席) |
| 21番 | 久光 壽子 | 22番 | 草場 小夜子 |
| 23番 | 伊藤 武則 | | |

5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 先般、新元号が「令和（れいわ）」と発表されました。

令和は「万葉集」からの出典で、「初春のさわやかさを伝えている」とのことです。

新年度を迎え初めての総会ではございますが、平成の元号としては最後の総会となります。

さて、それぞれの地域におきましても新体制で、組織運営が始まりましたが、本日は、大変ご多用中にもかかわらず、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。議案5件、報告事項2件でございますので、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。

なお、井手 浩 委員より、欠席届が出ています。

よって、平成31年4月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、21番 久光壽子 委員、22番 草場小夜子 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件を議題といたしたいと思いますが、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、福童地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のため売買される
ものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、
労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当し
ないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いておりま
す。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、
事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から
事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分
科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相
当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろし
くお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようですので、許可することに賛成の委員は挙手をお願い
します。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対
する意見について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説
明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明申し上げます。

番号1は、井上地内の田1筆です。農地改良のために一時転用申請がされたものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は農業振興地域内の農用地区域内にある農地で、通称、青地と呼ばれるところです。

許可日から3年間の一時転用ですので、例外規定に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

○6番委員 農地改良とは具体的に、分かれば教えてください。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 農地改良について、補足説明をいたします。

地図の4ページ目をご覧ください。現況は田んぼになっております。

これから畑利用をしたいとの申請者の意向がございます。畑にするために盛り土を、田んぼと市道との間に高低差が2.6メートル有り、市道から出入りするために盛り土を、市道の高さに合わせるために2.6メートルの盛り土をするために、農地改良をするものです。

盛り土をする、田んぼから畑に、農地改良をするとの意味合いです。

○8番委員 農地を1メートル以上客土する場合には、申請がいるとのことから、こういう申請をするんでしょ。

結局、盛り土を1メートル以上する場合には、許可申請をしなければならぬと言うと、分かると思います。

○事務局 失礼しました。先ほど説明しましたように、本来計画として、2.6メートル程、盛り土をする計画です。1メートル以上盛り土をする場合、農地転用の一時転用の許可を受けなければならないことから今回、申請を受け付けているところです。

○6番委員 3年間の期限がありますよね。3年後には、農地に戻すということですか。

○事務局 いいえ。戻すわけではなくて、あくまでも、田んぼから畑へ移行するというところで、盛り土をつくって、つくった後は、盛り土が完成形で、その部分を農地として利用していくという意味合いです。3年以内に盛り土もし終わって、畑として利用できるという計画です。

○6番委員 分かりました。

○議長 他にございませんでしょうか。無いようでしたら、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、9件を議題といたします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明申し上げます。

番号1と番号2は、大崎地内の田4筆です。建売住宅を建設するために転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地についての説明となりますが、大きく田んぼが4筆ある中で、申請地の北側に市道「小郡・大崎3198号線」が通っていますが、こちらに隣接している農地2筆については、市道の中に上下水道が埋設している道路で、なおかつ、おおむね500メートル以内に2以上の教育・医療施設がある関係で、市道に接した部分については、3種農地に該当します。

さらに、南側に残り2筆、農地が位置するようになるのですが、こちらは道路に接していないので、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地となります。ただし、今回の転用目的が建売住宅で、周辺に既存の集落が接続して住宅の広がりもあることから、例外規定に該当します。

次に、番号3から議案書5ページの番号8までは、寺福童地内の田17筆です。露天駐車場を設置するために転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、農業振興地域内の農用地区域内にある農地ですが、当該申請地は、西鉄端間駅から概ね500メートルの区域内にある第2種農地となります。

申請者はトラック運送業者で、トラックをこちらに露天駐車場として使われる予定で計画されています。場内については、砕石舗装され、建物の建築は計画されておられません。また、排水については、張コンクリートされたところでトラックを洗車し、張コンクリートの付近に浄化槽を設置しまして、浄化槽を通じて既存の水路へ排水をするように計画されています。

よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、議案書6ページの番号9は、松崎地内の畑1筆です。一般個人住宅を建築するために転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

位置図の北側と西側に市道がありますが、市道の中に上下水道管が埋設されている関係と周辺500メートル以内に2以上の教育・医療施設があることから、まず立地基準としては3種農地に該当し、原則転用ができる場所となります。

計画では、図面にありますように、建物は北側の市道の方に接するような形で計画されておりまして、南側の方に普通車4台程を止めるスペースとトラック用駐車スペース、それに庭部分にトラック転回スペース、砂利敷きと記載されている部分があります。申請人がトラックの運送会社に勤めてある関係で、トラックを自宅の方に持ってくるためにトラック用の駐車場スペースと転回するのに自分の敷地の中で転回するために東側にトラック転回スペースが設けられて状況です。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われ
ます。

なお、番号1から番号9は先月開催しました地区会議に於いても了
承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、
事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から
事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意
見について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎
重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会
議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙
手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、
意見書をつけて、県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利

用集積計画の承認について、所有権移転7件を議題といたしますが、番号1の案件は3番委員に関係する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされており、3番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

○議長 それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転7件について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、横隈地区内の田5筆、力武地内の田1筆、合計5筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号2は、下西鯨坂地区内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書8ページの番号3は、八坂地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。
(位置図により場所の説明)

次に、番号4は、光行地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。
(位置図により場所の説明)

次に、番号5は、古飯地内の田3筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。
(位置図により場所の説明)

次に、議案書9ページの番号6は、稲吉地内の田2筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
農業廃止のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。
(位置図により場所の説明)

次に、番号7は、吹上地内の畑2筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。
(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしていましたが、第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転7件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、3番委員の入室を許可します。

○議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借1件を議題といたします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の10ページをお願いします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借1件について、提案理由のご説明を申し上げます。

10ページから12ページまでの番号1は、福童地区内の農地29筆、下西鯨坂地区内の田1筆、合計30筆です。

経営移譲年金受給のために、親子間の使用貸借の再設定を行うものです。使用貸借の期間は10年間となっています。

(位置図により場所の説明)

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。
以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会をお願いしておりましたが、第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借1件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。  
報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の13ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出25件につきまして、報告いたします。今回は、件数が多いことから地区名など省略させていただきます。

番号1は、貸人の都合による合意解約です。

次に、番号2から議案書14ページ番号4までは、借人の都合による合意解約です。

次に、番号5は、貸人の都合による合意解約です。

次に、議案書15ページ番号6から17ページ番号8までは、借人の都合による合意解約です。

次に、議案書18ページ番号9から番号10までは、売買のための合意解約です。

次に、番号11は、貸人の都合による合意解約です。

次に、議案書19ページ番号12は、売買のための合意解約です。

次に、番号13は、貸人の都合による合意解約です。

次に、番号14は、借人の都合による合意解約です。

次に、議案書20ページ番号15から番号16までは、貸人の都合による合意解約です。

次に、番号17番は、売買のための合意解約です。

次に、議案書21ページ番号18から番号19までは、貸人の都合による合意解約です。

次に、番号20から議案書22ページ番号21までは、借人の都合による合意解約です。

次に、番号22から議案書24ページ番号25までは、転用のための合意解約です。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます。

続きまして、議案書 25 ページをご覧ください。

報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域の転用届出について、4 件の報告いたします。

番号 1 は、排水のための水路とするため、届出が提出されたものです。

次に、番号 2 は、宅地分譲を行うため、届出が提出されたものです。

次に、番号 3 は、一般個人住宅建築のため、届出が提出されたものです。

次に、議案書 26 ページ番号 4 は、集合住宅建築のため、届出が提出されたものです。

詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項 2 件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、平成 31 年 4 月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

平成 31 年 4 月 10 日 (水) 午後 3 時 7 分閉会